

看護師等養成所設備整備事業補助金 概要

事 項	内 容
目的	<p>看護師等養成所の新設に係る初年度設備整備事業及び看護師等養成所の「在宅看護実習室」の新設に必要な設備整備事業に要する経費を補助することにより、その教育環境を充実させることで、都内における看護師等の充足を図る。</p>
補助対象	<p>看護師等養成所の設備整備事業で、次に掲げる者が行うもの ※ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校を除く。 (1)市町村 (2)日本赤十字社 (3)全国厚生農業協同組合連合会 (4)社会福祉法人 (5)健康保険組合及び健康保険組合連合会 (6)国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (7)学校法人及び準学校法人 (8)一般社団法人及び一般財団法人 (9)医療法人 ※ (8)及び(9)については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けていない若しくは受けることができない養成所を除く。ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあってはこの限りではない。</p>
対象経費	<p>○ 看護師等養成所初年度設備費 一品の価格が原則として、50,000円以上の標本、模型及び教育用機械器具の購入費 ※ 助産師養成所については、1品につき10,000円以上</p> <p>○ 看護師等養成所教育環境改善設備費 1か所につき原則として、150,000円以上の、看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費</p>
基準額	<p>○ 看護師等養成所初年度設備費 1か所当たり 13,335千円 ※ 助産師養成所については、21,735千円</p> <p>○ 看護師等養成所教育環境改善設備費 1か所当たり 2,650千円</p>
補助金の交付額	<p>1 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。 2 補助基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)を交付額とする。</p>
補助率	0.75